

Ⅲ 平成23年度 研修事業開催要項

初任者研修(高等学校、特別支援学校)

区分	基本研修
研修コード	210116
事業主管	栃木県総合教育センター 研修部 TEL 028-665-7202

- 1 目的 新任の教諭等に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。
- 2 対象 高等学校、特別支援学校の新任の教諭等
- 3 研修時間 9:30~16:00 (受付9:00~9:30)
- 4 研修内容等

区分	期 日		研 修 内 容	会 場	講 師 ・ 助 言 者 等
	月/日	曜			
第1日	4/5	火	講話「教職員への期待」 講話「教職員の服務」 講話「児童・生徒指導の在り方」 説明「初任者研修の概要」	総合教育センター	県教委教育次長 教職員課職員 学校教育課職員 総合教育センター職員
第2日	4/14	木	講話・演習「県立学校間情報ネットワークの活用」 説明「教職員の評価制度について」		学校教育課職員 特別支援教育室職員 総合教育センター職員
			【高等学校】 〈教科別分科会〉 講話・研究協議「授業に臨む心構え」 【特別支援学校】 説明「年間の研修計画と課題研究の進め方」 講話「本県の特別支援教育」 講話「障害の理解と教育」		
第3日	5/12	木	【高等学校】 講話「学習指導と評価」 〈教科別分科会〉 講話・研究協議「教科指導の在り方(1)」		県立学校教員 総合教育センター職員
			【特別支援学校】 講話「学習指導要領と教育課程」 講話「個別の指導計画の作成と活用」 講話「子どもの発達と指導」 発表「昨年度の課題研究成果発表」		
第4日	5/26	木	【高等学校】 講話「生徒理解から始まる生徒指導」 研究協議「生徒指導の在り方」 〈教科別分科会〉 講話・研究協議「教科指導の在り方(2)」	県立学校教員 総合教育センター職員	
			【特別支援学校】 講話「障害の理解」		

区分	期 日		研 修 内 容	会 場	講 師 ・ 助 言 者 等
	月／日	曜			
第5日	6／2	木	講話「教員のためのメンタルヘルス」 講話「社会福祉施設の理解」 事前指導「社会福祉施設における研修」 ----- 【高等学校】 〈教科別分科会〉 発表・研究協議「課題研究の立案」 ----- 【特別支援学校】 〈教科別分科会〉 発表・研究協議「課題研究の立案」	総合教育センター	医療関係者 社会福祉施設職員 県立学校教員 学校教育課職員 総合教育センター職員
第6日	6／13 ～ 6／24 までの 1日	月 金	実習「社会福祉施設における研修」	社会福祉施設	社会福祉施設職員
第7日	7／14	木	講話「教育関係法規(1)」 ----- 【高等学校】 〈教科別分科会〉 講話・研究協議「教科指導の在り方(3)」 ----- 【特別支援学校】 〈教科別分科会〉 講話・研究協議「学習指導法の工夫(1) ①」 ----- 説明「宿泊研修に関する事前指導」 班別協議「とちぎ海浜自然の家における班活動」	総合教育センター	県立学校教員 教職員課職員 総合教育センター職員
第8・9・10日	8／1 ～ 8／3	月 水	《宿泊研修》 実習「とちぎ海浜自然の家における宿泊研修」	とちぎ海浜自然の家	とちぎ海浜自然の家職員 総合教育センター職員
第11日	8月		《eラーニング研修》 eラーニング「教育の情報化」 ----- 【高等学校】 eラーニング「特別活動の指導の在り方」 ----- 【特別支援学校】 eラーニング「自立活動の指導」	初任者の勤務校	総合教育センター職員
第12日	8／9	火	【高等学校】 講話「特別支援教育の理解」 ----- 【特別支援学校】 講話「交流及び共同学習」 ----- 講話「カウンセリング・マインド」 演習「カウンセリングの基礎」	総合教育センター	県立学校教員 総合教育センター職員

区分	期 日		研 修 内 容	会場	講師・助言者等
	月／日	曜			
第13日	6月 ～ 12月		選択研修 P 22を必ずお読みください。	各研修場所	各研修担当者
第14日	9／8	木	講話「人権教育の実践」 【高等学校】 〈教科別分科会〉 講話・研究協議「教科指導法の工夫(1)」 【特別支援学校】 〈教科別分科会〉 講話・研究協議「学習指導法の工夫(1)②」	総合教育センター	県立学校教員 総務課職員 総合教育センター職員
第15日			《指導主事訪問》	勤務者の初任者の校	学校教育課職員 特別支援教育室職員
第16日	10／6 ・ 10／13 ・ 10／20 の いずれか	木	【高等学校】 〈教科別分科会〉 講話・研究授業・授業研究「教科指導法の工夫(2)」 【特別支援学校】 〈教科別分科会〉 講話・研究授業・授業研究「学習指導法の工夫(2)」	高等学校 特別支援校	県立学校教員 学校教育課職員 特別支援教育室職員 総合教育センター職員
第17日	10／27	木	演習「教育関係法規(2)」 【高等学校】 事前指導「中学校教育の理解」 〈教科別分科会〉 講話・研究協議「教科指導法の工夫(3)」 発表・研究協議「課題研究中間報告」 【特別支援学校】 〈教科別分科会〉 発表・研究協議「課題研究中間報告①」	総合教育センター	県立学校教員 学校教育課職員 総合教育センター職員
第18日	11／15 又は 11／17 11／10	火 木 木	【高等学校】 講話・授業参観「中学校教育の理解」 研究協議 「学習指導、生徒指導における中学校との連携」 【特別支援学校】 〈教科別分科会〉 発表・研究協議「課題研究中間報告②」	中学校 総合教育センター	中学校教員 総合教育センター職員

区分	期 日		研 修 内 容	会場	講師・助言者等
	月／日	曜			
第 19 日	12／15	木	<p>【高等学校】 講話「いじめへの対応」 研究協議「いじめの早期解決と予防」 〈教科別分科会〉 講話・研究協議「教科指導法の工夫(4)」</p> <p>-----</p> <p>【特別支援学校】 講話「特別支援学校における児童・生徒指導」 講話「進路指導の現状と課題」 講話「保護者との連携」 講話「小中高等における特別支援教育の理解と特別支援学校のセンター的機能」</p>	総 合 教 育 セ ン タ ー	県立学校教員 総合教育センター職員
第 20 日	1／19	木	<p>【高等学校】 〈教科別分科会〉 発表・研究協議「課題研究成果発表」</p> <p>-----</p> <p>【特別支援学校】 〈教科別分科会〉 発表・研究協議「課題研究成果発表①」</p>	タ 1	県立学校教員 学校教育課職員 総合教育センター職員
第 21 日	2／2	木	<p>【高等学校】 パネルディスカッション「私のホームルーム経営」 研究協議「教師としてこれから取り組むべきこと」</p> <p>-----</p> <p>【特別支援学校】 〈教科別分科会〉 発表・研究協議「課題研究成果発表②」 研究協議「1年間のまとめと今後の展望」</p> <p>-----</p> <p>説明「教職2～5年目研修について」 講話「閉講にあたって」</p>		総合教育センター所長 県立学校教員 総合教育センター職員

付 記 (1) 第6日、第16日、第18日の期日及び会場は追って通知します。
(2) 第8日～第10日は宿泊による研修とします。

選択研修について（高等学校、特別支援学校）

初任者研修、教職2～5年目研修、養護教諭2～5年目研修、教職10年目研修及び教職20年目研修においては、それぞれの研修の1日を、受講者が自主的・主体的に選ぶ選択研修としています。これは、受講者が自らの能力、適性等に応じて、主体的に各種研修や研究大会等に参加することにより、教員としての資質や専門性の向上を図ることを目的としています。

1 研修期日

- 教職2～5年目研修、養護教諭2～5年目研修
2年目4月から4年目3月までの期間に1日実施する。
- 初任者研修、教職10年目研修及び教職20年目研修
6月から12月までの期間に1日実施する。

2 選定要件

- (1) 自主的・主体的に選んで参加するもので、次の機関または団体等が主催する研修及び研究大会等。
 - ア) 栃木県総合教育センター
・開催要項に示されている研修のうち、専門研修2、専門研修3、生涯学習研修より選択する。
 - イ) 栃木県教育委員会
 - ウ) 宇都宮大学及び宇都宮大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校
 - エ) 栃木県高等学校教育研究会
 - オ) 栃木県連合教育会
- (2) 受講者の能力、適性等の向上に役立つと校長が判断した場合、(1)の機関または団体等以外が主催する研修も認める。
- (3) 選択する研修は、半日以上のものである。研修及び研究大会等が2日以上開催される場合、全日程に参加することが条件である。

◎ 留意点

- (1) 受講者は、校長と協議の上、選定してください。
- (2) 総合教育センターにおける研修の期日との重複を避けてください。
- (3) 教職2～5年目研修、養護教諭2～5年目研修においては、各自が設定した「自主研修の目標」との関連に留意してください。
- (4) 詳細については、それぞれの研修で説明いたします。なお、総合教育センター主催の専門研修2（希望研修）については、受講管理の都合により、それぞれの研修の第1日より受講申込みの締切りが早く設定されておりますので、専門研修2（希望研修）を選択する場合は、申込み期限に注意してください。